



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 教育委員会規則
 - *15 和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 854 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) 2
 - 855 介護保険法による介護医療院の開設の許可 (長寿社会課) 2
 - 856 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 2
 - 857 " (") 3
 - 858 " (") 3
 - 859 指定自立支援医療機関の変更 (") 3
 - 860 " (") 3
 - 861 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見等の概要 (商工振興課) 3
 - 862 保安林の指定 (森林整備課) 4
 - 863 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (") 5
 - 864 免許台帳ファイリングシステム更新委託及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部) 5
- 教育委員会告示
 - *2 和歌山県立図書館資料複写規程(昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号)の一部改正 8
- 警察本部告示
 - 9 自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 9
 - 10 取調べ録音録画装置貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 12
- 公告
 - 入札公告 (警察本部) 14
- 諸報
 - 入札公告 (警察本部) 17
 - " (") 20

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第15号

和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月12日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則

和歌山県立図書館利用規則(平成5年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(図書館の利用)
 第2条 次に掲げる資料（以下「図書館資料」という。）並びに施設及び設備は、この規則の定めるところにより利用することができる。
 (1)～(5) 略
 (6) 民間事業者からインターネットを通じて閲覧の提供を受けることができる法令及び判例並びにこれらに関する文献に係る資料
 2 略

(図書館の利用)
 第2条 次に掲げる資料（以下「図書館資料」という。）並びに施設及び設備は、この規則の定めるところにより利用することができる。
 (1)～(5) 略
 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第854号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和4年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
株式会社印南石油店
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
日高郡印南町印南1213-1
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
令和4年6月30日

和歌山県告示第855号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定に基づき公示する。

令和4年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 介護保険事業者番号 30B2500023
- 2 介護医療院の開設者の名称又は氏名 串本町
- 3 介護医療院の名称 くしもと町立病院介護医療院
- 4 介護医療院の所在地 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台691番地7
- 5 許可年月日 令和4年7月1日
- 6 サービスの種類 介護医療院

和歌山県告示第856号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日

エバグリーン薬局 橋本店	橋本市東家六丁目343-2	—	岩本瑞樹	令和 4.7.1
-----------------	---------------	---	------	-------------

和歌山県告示第857号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
合同会社紀州くど やま	伊都郡九度山町入郷71-4	訪問看護	訪問看護ステーション英～ はな～	令和 4.7.1

和歌山県告示第858号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
あい薬局	日高郡由良町里349-1	—	濱西医	令和 4.7.1

和歌山県告示第859号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
大竹薬局妙寺店	伊都郡かつらぎ町妙寺9 19-4	医療機関の名称	松林薬局	大竹薬局妙寺店	令和 4.4.1

和歌山県告示第860号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
阪神調剤薬局和 歌山御坊店	御坊市菌96-1	医療機関の所在地	御坊市菌96-9	御坊市菌96-1	令和 4.6.1

和歌山県告示第861号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フォレストモール岩出

和歌山県岩出市中迫字塚本144番外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和4年和歌山県告示第238号

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見

ア 屋外広告物許可等について、それぞれ許認可が必要。

イ 届出書添付各図面等計画内容について、「岩出市開発事業に関する条例」による協議申請計画と差異があるため、変更又は修正・訂正が必要。

ウ 工事の施工に際し、通学等に支障がないよう配慮すること。

(2) 法第8条第2項の規定により述べられた意見

計画地の出入口5に面する市道野上野清水線を利用しているが、渋滞が発生する頻度が多く大変困っている。

出入口5に面する市道の反対側には、銀行があり、加えて市道がJR岩出駅へ通ずることから、銀行の利用者や駅への送迎者が多い時（特に雨天時）には、国道24号中迫交差点から旧国道交差点までの間の市道が両方向において渋滞している状況。

計画店舗の開業後はさらに通行量が増加することが予想されるので、現状の計画のままでは日々の生活に支障が出かねない。

出入口5については、右折入出場を禁ずる、出口専用にする等の渋滞対策をお願いする。また、出入口5付近では、自転車や歩行者による車道の横断も多いことから、警備員の配置や横断歩道の設置等、安全対策の検討をお願いする。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年7月12日から同年8月12日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第862号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字浅間字檜根キ217の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高郡日高川町大字浅間字樫根キ217の1（次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第863号

令和4年和歌山県告示第663号（以下「告示第663号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

高岡たか子

新谷敬子

野田孝雄

笠松保忍

本西猛夫

水本雄三

水本好則

山田つるゑ

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第663号のとおり

和歌山県告示第864号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、免許台帳ファイリングシステム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

免許台帳ファイリングシステム更新委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

免許台帳ファイリングシステム更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
- なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。
- （ア）3拠点以上に設置された利用端末と警察庁又は他の都道府県警察のサーバ等を接続するシステムを構築又は更新した実績を有すること。
- （イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
- なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。
- （ア）24時間365日稼働するサーバ機器について、リース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。
- （イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。
- ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合
- （ア）競争入札参加資格審査申請書
- （イ）事業経歴書
- （ウ）法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- （エ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- （オ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過し

- ていないもの)
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (カ) 誓約書
- (キ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (サ) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の(ア)、(ク)及び(サ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(ケ)の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、(コ)の書類についてはシステム賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (カ) 誓約書
- (キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (サ) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満た

すもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア又はイに掲げる（イ）から（カ）までの申請書類に代えることができる。
- (3) (1) のア及びイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（キ）及び（ケ）から（シ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和4年7月12日（火）から同月26日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年7月12日（火）から同月27日（水）までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、令和4年7月12日（火）から同年8月2日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。
- なお、郵便による場合は、令和4年8月2日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 運転免許課
和歌山市西1番地
郵便番号 640-8524
電話番号 073-473-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-473-0110
- 6 資格審査の結果通知
- 資格審査の結果は、令和4年8月10日（水）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和4年8月19日（金）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和4年8月24日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第2号

和歌山県立図書館資料複写規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月12日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立図書館資料複写規程（昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（複写の範囲及び制限）</p> <p>第2条 複写できる図書館資料は、図書館に所蔵する資料のほか、次に掲げる資料とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 民間事業者からインターネットを通じて閲覧の提供を受けることができる法令及び判例並びにこれらに関する文献に係る資料</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる資料は、複写しない。ただし、複写の制限をされている資料の複写であって、その制限の範囲内のものを行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第2号から第5号までに掲げる資料のうち複写することを制限され、又は禁止されている資料</p> <p>(4) 略</p>	<p>（複写の範囲及び制限）</p> <p>第2条 複写できる図書館資料は、図書館に所蔵する資料のほか、次に掲げる資料とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる資料は、複写しない。ただし、複写の制限をされている資料の複写であって、その制限の範囲内のものを行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第2号から第4号までに掲げる資料のうち複写することを制限され、又は禁止されている資料</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年7月12日

和歌山県警察本部長 遠 藤 剛

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは自動車保有関係手続のワンストップサービスと同様のシステムを構築又は更新し

た実績を有することとする。

カ この入札に係る貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日稼働するサーバ機器について、リース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、貸借業務を担当する者は（1）のク及びケに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

（オ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

（カ）誓約書

（キ）委任状（申請者が代理人を選任した場合）

（ク）仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

（ケ）2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

（コ）2の（1）のクに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

（サ）申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発

生時の連絡体制図を添付すること。)

- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の(ア)、(ク)及び(サ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(ケ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(コ)の書類についてはシステム賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (カ) 誓約書
- (キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (サ) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- (ス) コンソーシアム協定書の写し
- コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(カ)までの申請書類に代えることができる。
- (3) (1)のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(キ)及び(ケ)から(シ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和4年7月12日(火)から同月26日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条

第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年7月12日（火）から同月27日（水）までの間に和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和4年7月12日（火）から同年8月2日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和4年8月2日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

交通規制課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7824

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和4年8月10日（水）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、代表者に通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和4年8月19日（金）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和4年8月24日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県警察本部告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、取調べ録音録画装置賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年7月12日

和歌山県警察本部長 遠藤 剛

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

取調べ録音録画装置賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

取調べ録音録画装置賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る録音録画装置賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
- なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。
- ア 仕様書に記載する機能を有する録音録画装置その他これに類する録音録画装置について、リース又はレンタルを行い、かつ、保守点検を行った実績を有すること。
- イ 予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- カ 誓約書
- キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- ク 仕様書に準拠する機器の一覧申（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- ケ 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- コ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- （ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- （イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) （1）のア、イ、カ、キ、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和4年7月12日（火）から同月26日（火）までの和歌山県の

休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年7月12日（火）から同月27日（水）までの間に、和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和4年7月12日（火）から同年8月2日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和4年8月2日（火）午後5時までに、5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

刑事企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和4年8月10日（水）までに通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和4年8月19日（金）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に定める場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和4年8月24日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

免許台帳ファイリングシステム更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和4年度から令和6年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

免許台帳ファイリングシステム更新委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 免許台帳ファイリングシステム更新委託業務

契約日から令和5年3月31日までの間

イ 免許台帳ファイリングシステム賃貸借業務（システムの保守を含む。）

令和5年1月1日から令和7年1月31日までの間

- (4) 調達役務の仕様等
免許台帳ファイリングシステム更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
- (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和4年和歌山県告示第864号に規定する免許台帳ファイリングシステム更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）
和歌山市西1番地
電話番号 073-473-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-473-0110（内線319）
- (2) 期間
令和4年7月12日（火）から同月26日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
- ア 場所
3の（1）に同じ。
- イ 期間
3の（2）に同じ。
- (2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和4年7月12日（火）から同月27日（水）までの間に運転免許課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9
- イ 入札日時
令和4年8月25日（木）午後1時30分
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。
- (2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年8月24日（水）午後5時までに運転免許課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算し

た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、運転免許課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

- 11 契約書作成の要否
要
- 12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否
否
- 13 契約方法
契約は、落札者を行うものとする。
- 14 その他
- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-0120
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Reconstruction of Driver's license Filing System, and equipment lease
- (2) Time limit for tender :
1:30 p.m. Thursday 25 August 2022 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.
Wednesday 24 August 2022)
- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL : 073-423-0110
FAX : 073-423-0120

諸 報

入札公告

自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年7月12日

和歌山県警察本部長 遠藤 剛

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度
令和4年度から令和9年度まで
- (2) 調達役務の名称及び数量
自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務 一式

- (3) 履行期間
- ア 自動車保管場所証明電子化システム構築委託業務
契約日から令和5年3月31日までの間
 - イ 自動車保管場所証明電子化システム賃貸借業務（システムの保守を含む。）
令和5年2月1日から令和10年1月31日までの間
- (4) 調達役務の仕様等
自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
- (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和4年和歌山県警察本部告示第9号に規定する自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）
和歌山市西46番地1
電話番号 073-473-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-473-7824
- (2) 期間
令和4年7月12日（火）から同月26日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
- ア 場所
3の（1）に同じ。
 - イ 期間
3の（2）に同じ。
- (2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和4年7月12日（火）から同月27日（水）までの間に交通規制課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9
 - イ 入札日時
令和4年8月25日（木）午前10時
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
- (2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを

確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年8月24日（水）午後5時までに交通規制課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、交通規制課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじ

を引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Parking Space Certificate System and equipment lease

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Thursday 25 August 2022 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Wednesday 24 August 2022)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

入札公告

取調べ録音録画装置賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年7月12日

和歌山県警察本部長 遠藤 剛

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和4年度から令和11年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

取調べ録音録画装置賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

令和5年3月1日から令和12年2月28日までの間

(4) 調達役務の仕様等

取調べ録音録画装置賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和4年和歌山県警察本部告示第10号に規定する取調べ録音録画装置賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

(2) 期間

令和4年7月12日（火）から同月26日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和4年7月12日（火）から同月27日（水）までの間に、刑事企画課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和4年8月25日（木）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを

確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年8月24日（水）午後5時までに刑事企画課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額（月額）に84を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額（月額）に84を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、刑事企画課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の（1）に規定する日時に入札の場所に参加していないものは、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否
否

13 契約方法
契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of Audio and video recording system for interrogation

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. Thursday 25 August 2022 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Wednesday 24 August 2022)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120